

宿泊約款

第1条 適用範囲

1. 株式会社サンブライトが運営する「森と空と家」、「古民家の宿」、「さくらの宿」、「モントゥトゥ」(以下『当宿』という)が宿泊客の代表者(以下『代表者』という)との間で締結する宿泊契約およびこれに関連する契約は、この約款の定めるところによるものとし、この約款に定めのない事項については、法令または一般に確立された習慣によるものとし、また、代表者以外の宿泊客を以下『同行者』といいます。
2. 当宿が、法令および習慣に反しない範囲で特約に応じたときは、前項の規定にかかわらず、その特約を優先するものとし、

第2条 宿泊契約の申し込み

1. 当宿に宿泊契約の申し込みをしようとする者は、次の事項を当宿に申し出ていただきます。
 - ①代表者氏名および住所、電話番号
 - ②宿泊日および到着予定時刻 ※午後2時～午後4時の間で指定すること
 - ③宿泊人数 ※大人、小学生、幼児(未就学児童)のそれぞれ
 - ④その他当宿が必要と認める事項

第3条 宿泊契約の成立等

1. 宿泊契約は当宿が前条の申し込みを承諾したときに「aco」「TRIPT」からは仮予約とし、期日までの入金後に予約成立するものとし、弊社ホームページ、Airbnb、Booking.com からの予約は申し込みをしたときに予約成立となります。宿泊に際しては当宿の宿泊約款を契約内容として適用させていただきます。また、インターネットからの宿泊申し込みに関して、当宿の宿泊約款に加え、各予約サイトの利用規約も適用とさせていただきます。
2. 前項の規定により「aco」「TRIPT」は宿泊の仮予約後、宿泊料金として当宿が定める金額を当宿が指定する日までに、お支払いいただきます。
3. 第2項の宿泊料金を同項の規定により当宿が指定した日までにお支払いいただけない場合、仮予約はその効力を失うものとし、ただし、代表者より宿泊料金の支払い期日延長の申し出があり、それを当宿が承諾したときは、この限りではありません。

第4条 宿泊契約締結の拒否

1. 当宿は、次に掲げる場合において、宿泊契約の締結に応じないことがあります。

- ①宿泊の申し込みが、この約款によらないとき
- ②既に他の宿泊客より予約が入っているとき
- ③代表者が未成年であったとき
- ④代表者および同行者が、宿泊に関し、法令の規定、公の秩序もしくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき。
- ⑤代表者および同行者が、過去に当宿に対して何らかのトラブルがあったとき
- ⑥代表者および同行者が、「暴力団による不当な行為の防止等に関する法律」に定める各種暴力団組織に関与しているとき。また、それに準ずる団体や組織に関与していると思われるとき。
- ⑦代表者および同行者が前項に準ずる者、あるいは当宿が前項目の者とみなす団体あるいは組織、もしくは偽計や威迫を用いる団体、その他これらの組織に関与していると思われるとき。
- ⑧代表者および同行者が、刑事事犯による手配・逮捕・検挙・起訴・有罪判決のあったとき。
- ⑨代表者および同行者が、暴行・傷害・強要・脅迫・恐喝・詐欺およびこれに類する行為のあったとき。
- ⑩その他、上記④項～⑨項に準ずる事由があるとき。
- ⑪代表者および同行者が挙動不審と認められるとき。
- ⑫代表者および同行者が、伝染病者であると認められるとき。
- ⑬代表者および同行者が、当宿もしくは当宿従業員に対し暴力的要求行為を行い、または合理的な範囲を超える負担を要求したとき。
- ⑭天変地異(地震、台風、津波、火山噴火、集中豪雨等)、テロ事件、国際紛争の勃発、新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項または同法第45条第2項に基づく要請等を受け臨時休業(部分的休業を含む)する他、施設の故障、その他やむを得ない事由により宿泊させることができないとき。
- ⑮その他、民泊法の定めに反すると認められるとき

第5条 宿泊客の契約解除権

1. 代表者は、当宿に申し出て、宿泊契約を解除することができます。

2. 当宿は代表者がその責めに帰すべき事由により宿泊契約の全部または一部を解除した場合は、規定のキャンセル料を申し受けます。ただし、当宿がキャンセル料の免除に合意したときは、この限りではありません。

3. 当宿は、代表者が連絡をせず宿泊日当日の午後4時(あらかじめ到着時刻が合意の上

明示されている場合は、その時刻を1時間経過した時刻)になっても到着しないときは、その宿泊契約は代表者により解除されたものとみなし処理することがあります。その際の返金はいたしません。

第6条 当宿の契約解除権

1. 当宿は、次に掲げる場合においては、宿泊契約を解除することがあります。
 - ①代表者および同行者が宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき、または同行者をしたと認められるとき。
 - ②代表者が当宿に対して宿泊料金を支払わなかったとき、あるいは遅延したとき。
 - ③代表者が宿泊契約の締結時に、虚偽の申請をしたとき。
 - ④代表者および同行者が「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」で指定されている反社会的団体、過激行動団体、その他これに類する団体の構成員またはそれに関与しているとき。
 - ⑤代表者および同行者が前項に準ずる者、あるいは当宿が前項目の者とみなす団体あるいは組織、もしくは偽計や威迫を用いる団体、その他これら組織に関与しているとき。
 - ⑥代表者および同行者が、刑事事犯による手配・逮捕・検挙・起訴・有罪判決のあったとき。
 - ⑦代表者および同行者が、暴行・傷害・強要・脅迫・恐喝・詐欺およびこれに類する行為のあったとき。
 - ⑧その他、上記②項～⑦項に準ずる事由があるとき。
 - ⑨代表者および同行者が挙動不審と認められるとき。
 - ⑩代表者および同行者が、伝染病者であると認められるとき。
 - ⑪代表者および同行者が、当宿もしくは当宿従業員に対し暴力的要求行為を行い、または合理的な範囲を超える負担を要求したとき。
 - ⑫天変地異(地震、台風、津波、火山噴火、集中豪雨等)、テロ事件、国際紛争の勃発、新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項または同法第45条第2項に基づく要請等を受け臨時休業(部分的休業を含む)する他、施設の故障、その他やむを得ない事由により宿泊させることができないとき。
 - ⑬施設内での喫煙、消防用設備等に対するいたずら、その他当宿が定める利用規則の禁止事項に従わないとき。
 - ⑭その他、旅館業法の定め反すると認められるとき
2. 当宿が前項の規定に基づいて宿泊契約を解除した場合、それに伴う損害については、一切保証しません。

第7条 宿泊者名簿の記入

1. 代表者および同行者は、宿泊日当日、次に掲げる事項を記入していただきます。
 - ①代表者および同行者の氏名、住所、電話番号、性別および年齢
 - ②外国籍の方は、上記①項のほか、国籍、旅券番号、入国地および入国年月日
 - ③日本国内に住所を有しない外国籍の方は、旅券を提示していただき、複写の上保存させていただきます。
 - ④その他当宿が必要と認める事項

第8条 施設の使用時間

1. 代表者および同行者が当宿を使用できる時間は、午後2時から翌日午前10時(日本時間)までとします。ただし、連続して宿泊する場合には、チェックイン日およびチェックアウト日を除き、終日使用することができます。
2. 当宿は、前項の規定にかかわらず、同項の定める時間外の施設の使用に応じることがあります。この場合には規定の追加料金を申し受けます。

第9条 利用規則の遵守

1. 代表者および同行者は、当宿内においては、当宿が定めて宿内に掲示した利用規則に従っていただきます。

第10条 代表者および同行者の手荷物または携帯品の保管

1. 代表者および同行者の手荷物が、宿泊に先立って当宿に到着した場合は、その到着前に当宿が合意したときに限って保管するものとし、その手荷物の破損および汚損等について一切の責任を負わないものとします。
2. 代表者および同行者がチェックアウトしたのち、手荷物または携帯品が当宿に置き忘れている場合において、当宿は原則として所有者からの照会の連絡を待ち、その指示を求めます。所有者からの指示がない場合は、3か月経過後処分します。ただし、飲食物等は即日処分します。

第11条 駐車の実責任

1. 代表者および同行者が、当宿の管理する駐車場(以下「駐車スペース」という)をご利用になる場合、当宿は場所をお貸しするものであって、車両の管理責任まで負うものではありません。

2. 代表者および同行者が当宿の駐車スペースをご利用するにあたり、当宿は駐車スペース内での事故・盗難等の事象には一切責任を負いません。

第 12 条 代表者の責任

1. 代表者および同行者の故意または過失により当宿が損害を被ったときは、代表者が当宿に対し、その損害を賠償していただきます。

第 13 条 免責事項

1. 代表者および同行者の故意または過失により代表者および同行者が被った損害について当宿は一切の責任を負いません。
2. 当宿の Wi-Fi のご利用にあたっては、利用者自身の責任にて行うものとします。Wi-Fi ご利用中にシステム障害その他理由によりサービスが中断し、その結果利用者がいかなる損害を受けた場合においても、当宿は一切の責任を負いません。

第 14 条 約款の内容の改定

1. 経済情勢や関連法令など外的要因の変化に対応するため、または当宿の経営・運営状況に変化があった場合、料金やサービス内容等に関する条項をはじめとした本約款の内容を改定することがあります。

株式会社サンブライト